

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和6年度介護報酬改定に伴う「境界層
該当者の取扱いについて」
の一部改正について（情報提供）

計1枚（本紙を除く）

Vol.1295

令和6年7月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111（内線 2260, 2164）

FAX : 03-3503-2167

老介発 0 7 3 1 第 1 号
令和 6 年 7 月 3 1 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿
各区市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度介護報酬改定に伴う「境界層該当者の取扱いについて」
の一部改正について（情報提供）

令和 6 年度介護報酬改定に伴う基準費用額及び負担限度額の見直しを踏まえ、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和 3 年 7 月 5 日付け老介発 0705 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。）の参考資料として付されている、「境界層該当者の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 21 日付け社援保発 0021001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 17 年課長通知」という。）の一部が改正され、令和 6 年 8 月 1 日から施行されることから、内容を御了知の上、その運用に遺漏なきよう期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

令和 6 年 8 月より基準費用額及び負担限度額について見直しを行うことを踏まえ、平成 17 年課長通知について所要の改正が行われるもの。

第 2 改正の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）の一部が令和 6 年 8 月 1 日から施行され、基準費用額及び負担限度額の見直しを行うことを踏まえ、平成 17 年課長通知が別紙のとおり改正される。